

大田市告示第 1 1 1 号

大田市視察・トライアル経費補助金交付要綱（令和 4 年大田市告示第 1 7 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 2 4 日

大田市長 楫 野 弘 和

題名を次のように改める。

大田市進出企業視察費用補助金交付要綱

第 1 条中「促進するため」を「促進するとともに、企業進出後においては、進出企業の人材育成を支援し、継続的に活動できる環境を整備するため」に、「旅費」を「交通費」に、「大田市視察・トライアル経費補助金」を「大田市進出企業視察費用補助金」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、島根県外に事業所があり大田市内で情報サービス産業等を営むことを検討している法人又は個人事業主、若しくは大田市企業立地奨励条例（平成 1 7 年大田市条例第 1 7 9 号）に規定する認定企業のうち、大田市内に進出して情報サービス産業等を営む法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 大田市内への進出、移転及びサテライトオフィスの開設等を検討しているもの
- （2） 大田市内をビジネス目的で訪問するもの
- （3） 大田市内に開設した事務所や関係先を訪問するもの
- （4） その他市長が適当と認めるもの

第 4 条中「本市までの交通費」を「本市までを往来する交通費」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、国・県その他の公的機関から他の同種の補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費として認めない。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。ただし、従業員

等 1 人あたり 1 回の行程につき 3 万円を限度額とし、かつ、補助対象者あたり同一年度につき 9 万円を限度額とする。

第 5 条第 3 項を削る。

第 6 条第 1 項中「大田市視察・トライアル経費補助金交付申請書」を「大田市進出企業視察費用補助金交付申請書」に改める。

第 7 条中「大田市視察・トライアル経費補助金交付決定通知書」を「大田市進出企業視察費用補助金交付決定通知書」に改める。

第 8 条第 1 項中「大田市視察・トライアル経費補助金変更・中止承認申請書」を「大田市進出企業視察費用補助金変更・中止承認申請書」に改め、同条第 3 項中「大田市視察・トライアル経費補助金交付変更決定通知書」を「大田市進出企業視察費用補助金交付変更決定通知書」に改める。

第 9 条中「大田市視察・トライアル経費補助金実績報告書」を「大田市進出企業視察費用補助金実績報告書」に改める。

第 10 条中「大田市視察・トライアル経費補助金確定通知書」を「大田市進出企業視察費用補助金確定通知書」に改める。

第 11 条中「第 10 条」を「前条」に、「大田市視察・トライアル経費補助金交付請求書」を「大田市進出企業視察費用補助金交付請求書」に改める。

第 13 条第 2 項中「大田市視察・トライアル経費補助金交付決定取消通知書」を「大田市進出企業視察費用補助金交付決定取消通知書」に改める。

第 14 条中「大田市視察・トライアル経費補助金返還命令書」を「大田市進出企業視察費用補助金返還命令書」に改める。

様式第 1 号から様式第 9 号までを次のように改める

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

大田市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者役職・氏名

大田市進出企業視察費用補助金交付申請書

年度大田市進出企業視察費用補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

関係書類

1. 会社の事業内容が分かる書類
2. 利用に係る行程（予定）が分かる書類
3. その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 7 条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長

大田市進出企業視察費用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大田市進出企業視察費用補助金につきましては、次のとおり決定しましたので同補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 補助金の名称 大田市進出企業視察費用補助金
2. 交付決定金額 金 円

様式第 3 号(第 8 条関係)

年 月 日

大田市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者役職・氏名

大田市進出企業視察費用補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった補助事業について、
下記のとおり変更（中止）したいので、大田市進出企業視察費用補助金交付要
綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更、中止する内容

2. 変更、中止の理由

関係書類（内容を変更したものに限る。）

- (1) 会社の事業内容が分かる書類
- (2) 利用に係る行程（予定）が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号(第 8 条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長

大田市進出企業視察費用補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定した大田市進出企業視察費用補助金につきましては、次のとおり変更しましたので同補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1. 補助金の名称 大田市進出企業視察費用補助金
- 2. 変更後の交付決定金額 金 円

様式第 5 号(第 9 条関係)

年 月 日

大田市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者役職・氏名

大田市進出企業視察費用補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった大田市進出企業視察費用補助金について、同補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 補助金実績額 金 円

関係書類

- (1) 補助対象経費を証する領収書の写し
- (2) 利用に係る行程(実績)が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号(第 10 条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長

大田市進出企業視察費用補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました大田市進出企業視察費用補助金
につきましては、次のとおり補助金の額を確定しましたので同補助金交付要綱10
条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1. 補助金交付決定年月日
- 2. 補助金交付決定番号
- 3. 補助金の名称 大田市進出企業視察費用補助金
- 4. 交付決定金額 金 円
- 5. 交付確定金額 金 円

様式第 7 号(第 11 条関係)

年 月 日

大田市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者役職・氏名

大田市進出企業視察費用補助金交付請求書

大田市進出企業視察費用補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日		補助金交付 決 定 番 号	指令 第 号
補 助 金 の 名 称	大田市進出企業視察費用補助金			
補 助 金 の 額	交付決定額	円		
	交付確定額	円		
交 付 請 求 額	円			

【振込依頼口座】

金 融 機 関 名	
支 店 名	
口 座 の 種 類	普通 当座 (※どちらかに○をしてください。)
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	

様式第 8 号(第 13 条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長

大田市進出企業視察費用補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった大田市進出企業視察費用補助金について、次のとおりその決定の全部（一部）を取り消したので、同補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

1. 補 助 金 の 名 称 大田市進出企業視察費用補助金
2. 交 付 決 定 日 年 月 日付 第 号
3. 交 付 決 定 額 取消前 金 円
取消後 金 円
4. 取 消 の 理 由
5. 指 示 事 項 等

様式第 9 号(第 14 条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

大田市長

大田市進出企業視察費用補助金返還命令書

大田市進出企業視察費用補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、次のとおり返還を命ずる。

- | | | | |
|--------------------|----------------|---|--------|
| 1. 補 助 金 の 名 称 | 大田市進出企業視察費用補助金 | | |
| 2. 交 付 決 定 日 | 年 | 月 | 日付 第 号 |
| 3. 交 付 決 定 通 知 額 | 金 | 円 | |
| 4. 交 付 確 定 額 | 金 | 円 | |
| 5. 既 交 付 額 | 金 | 円 | |
| 6. 返 還 す べ き 金 額 | 金 | 円 | |
| 7. 返 還 期 限 | 年 | 月 | 日まで |
| 8. 返 還 を 命 ず る 理 由 | | | |
| 9. 返 還 方 法 | | | |

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 2 4 日から施行する。